

# 岐阜県公報

号外 大 平成二十八年四月一日

目 次  
告 示

建築基準法に規定する数値等の変更

(建築指導課)

一  
ページ

岐阜県告示第一百五十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十二条第一項第七号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第一号一並びに別表第三五の項(に)の欄に規定する数値等を次のとおり変更するので告示する。

平成二十八年四月一日

岐阜県知事 古 田 筆

一 変更する区域

多治見都市計画区域及び恵那都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次とのおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建築部建築指導課及び東濃建築事務所に掲え置き、多治見市都市計画区域については多治見市都市計画部都市政策課に、恵那市都市計画区域については恵那市建設部都市住宅課に備え置いて、縦覧に供する。

三 適用年月日

平成二十八年四月一日

平成二十八年四月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社